

第8回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

〔事業報告〕

- ・新株予約権等に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の「内部統制基本方針」

〔連結計算書類〕

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

〔計算書類〕

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

SOMPOホールディングス株式会社

事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」の「内部統制基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sompo-hd.com/>) に掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
	<p>N K S J ホールディングス株式会社第23回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 22個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 550株 (新株予約権1個当たりの株式数: 25株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2010年8月17日から 2035年8月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1) 	1名
取締役 (社外役員を除く。)	<p>N K S J ホールディングス株式会社第24回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 62個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 6,200株 (新株予約権1個当たりの株式数: 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2011年11月1日から 2036年10月31日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1) 	2名
	<p>N K S J ホールディングス株式会社第25回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 157個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 15,700株 (新株予約権1個当たりの株式数: 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2012年8月14日から 2037年8月13日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1) 	3名
	<p>N K S J ホールディングス株式会社第26回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 89個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 8,900株 (新株予約権1個当たりの株式数: 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2013年8月13日から 2038年8月12日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1) 	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取 締 役 (社外役員を除く)	<p>N K S J ホールディングス株式会社第27回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 104個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 10,400株 (新株予約権1個当たりの株式数 : 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2014年8月15日から 2039年8月14日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1) 	4名
	<p>損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 第28回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 110個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 11,000株 (新株予約権1個当たりの株式数 : 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2015年8月17日から 2040年8月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1) 	7名
社外取締役	—	—
監 査 役	—	—

- 注 1. 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの期間に限り、新株予約権行使することができます。
- また、新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
2. 本表は、当社が当社の役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権を記載しております。
3. 上記新株予約権の発行時点において、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の取締役または執行役員であった当社取締役は、各社の取締役または執行役員として本新株予約権を付与されており、当事業年度の末日において当社取締役（社外役員を除く。）が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

- ・ N K S J ホールディングス株式会社第 23 回新株予約権： 804 個
(普通株式 20,100 株)
 - ・ N K S J ホールディングス株式会社第 24 回新株予約権： 215 個
(普通株式 21,500 株)
 - ・ N K S J ホールディングス株式会社第 25 回新株予約権： 181 個
(普通株式 18,100 株)
 - ・ N K S J ホールディングス株式会社第 26 回新株予約権： 115 個
(普通株式 11,500 株)
 - ・ N K S J ホールディングス株式会社第 27 回新株予約権： 146 個
(普通株式 14,600 株)
 - ・ 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第 28 回新株予約権： 97 個
(普通株式 9,700 株)
4. 当社設立に際し、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、2010 年 4 月 1 日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権（第 1 回新株予約権から第 22 回新株予約権まで）を交付いたしました。当事業年度の末日において当社の役員が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。
- ・ N K S J ホールディングス株式会社第 15 回新株予約権： 197 個
(普通株式 4,925 株)
 - ・ N K S J ホールディングス株式会社第 16 回新株予約権： 342 個
(普通株式 8,550 株)

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備内容の概要

当社は、SOMPホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、「内部統制基本方針」に基づくグループの統制状況について、取締役会が定期的に確認し、体制の充実に努めております。

当社は、2018年3月27日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の改定（2018年4月1日付け）を決議しております。改定後のグループの「内部統制基本方針」につきましては、次のとおりです。

<内部統制基本方針>

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンをグループ各社に示します。
- (2) 「SOMPホールディングスグループ グループ会社経営管理基本方針」を定め、経営管理契約を締結するなどにより、当社が直接またはグループ会社を通じて、適切にグループ各社の経営管理を行うとともに、適切に株主権行使します。
- (3) グループ各社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認・報告制度を整備します。
- (4) 当社グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定し、グループ各社に周知するとともに遵守を求めます。また、グループ各社に、事業実態に応じて規程を策定させるなど、これに基づく体制を整備させます。
- (5) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、当社グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (6) 「SOMPホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 当社グループにおいて、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」および「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、当社グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) 事業年度ごとに「グループ コンプライアンス推進方針」を策定し、コンプライアンスに関する取組みを計画的に推進するとともに、コンプライアンスの推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 当社グループにおいて、不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ お客様の声対応基本方針」を定め、お客様の声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客様の声対応体制を構築します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ お客様サービス適正管理基本方針」を定め、お客様に提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客様サービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を定め、お客様の情報を適正に取得・利用するなど、お客様の情報の管理を適切に行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ セキュリティポリシー」を定め、当社グループにおける情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。
- (9) 「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、お客様の利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、お客様の利益を不当に害する利益相反取引を防止する体制を整備します。

- (10) 「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」を定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戰略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ERM基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたERM「戦略的リスク経営」を実践します。

- (1) 戰略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの体制を整備します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。
- (2) グループ各社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) 当社グループの経営計画を策定し、グループ各社と共有します。
- (2) 当社グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 当社グループにおいて、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。
- (4) 当社グループにおいて規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ IT戦略基本方針」を定め、グループIT戦略を策定し、グループITガバナンスを整備するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なグループシステムを構築します。

- (6) 「SOMPOホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」を定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、当社グループにおける外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 資産運用基本方針」を定め、当社グループの運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るためにグループERM・内部統制委員会を設置するほか、課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うためにグループ・チーフオフィサーまたは事業オーナーの諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 貢献の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、当社グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社グループにおいて必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社グループにおいて、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社グループの内部監査の実効性を確保するため、「SOMPホールディングスグループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、グループ全体として効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、「監査役スタッフに関する規程」を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。なお、グループ各社の役職員についても同様とします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ各社の監査役との連携およびグループ各社の役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力し、または監査を補助します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

**2017年度 (2017年4月1日から)
2018年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	100,045	408,382	501,561	△71,459	938,529
当期変動額					
剰余金の配当			△41,027		△41,027
親会社株主に帰属 する当期純利益			139,817		139,817
自己株式の取得				△56,941	△56,941
自己株式の処分		△45		219	173
連結範囲の変動			2,332		2,332
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△1			△1
その他			931		931
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△47	102,054	△56,722	45,284
当期末残高	100,045	408,335	603,615	△128,182	983,814

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	863,455	8,003	22,663	△29,676	864,445
当期変動額					
剩余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
連結範囲の変動					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
その他					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	58,970	△952	△44,981	26,471	39,509
当期変動額合計	58,970	△952	△44,981	26,471	39,509
当期末残高	922,425	7,050	△22,317	△3,205	903,954

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	926	65,038	1,868,940
当期変動額			
剩余金の配当			△41,027
親会社株主に帰属する当期純利益			139,817
自己株式の取得			△56,941
自己株式の処分			173
連結範囲の変動			2,332
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△1
その他			931
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△177	△37,346	1,985
当期変動額合計	△177	△37,346	47,269
当期末残高	749	27,692	1,916,210

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）および同規則第118条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 73社

主要な会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
そんぽ24損害保険株式会社
損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
SOMPOケアメッセージ株式会社
SOMPOケアネクスト株式会社
SOMPOリスケアマネジメント株式会社
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社
Sompo International Holdings Ltd.
Endurance Specialty Insurance Ltd.
Endurance U.S. Holdings Corp.
Sompo America Insurance Company
Endurance Worldwide Holdings Limited
Endurance Worldwide Insurance Limited
Sompo International Holdings (Europe) Limited
SI Insurance (Europe), SA
Sompo Japan Nipponkoa Insurance Company of Europe Limited
Sompo Japan Sigorta Anonim Sirketi
Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.
Sompo Insurance Singapore Pte. Ltd.
Berjaya Sompo Insurance Berhad
PT Sompo Insurance Indonesia
Sompo Insurance China Co., Ltd.
NIPPONKOA Insurance Company (China) Limited
Sompo Insurance (Hong Kong) Company Limited
Sompo Seguros S.A.
Sompo Saude Seguros S.A.

Sompo America Holdings Inc.は、2017年12月31日付でEndurance U.S. Holdings Corp.と合併し消滅しております。

Endurance Specialty Holdings Ltd.は、2017年11月7日付で清算したため、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

Sompo International Holdings (Europe) LimitedおよびSI Insurance (Europe), SAは、新たに子会社となつたため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

Sompo Canopius AG (2018年1月4日付でCanopius AGに社名変更) およびその傘下会社は、株式の譲渡により子会社でなくなったため、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。なお、連結損益計算書には、当連結会計年度末までの損益が含まれております。

PT Sompo Insurance Indonesiaは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

なお、Sompo Insurance China Co., Ltd.は、Sompo Japan Nipponkoa Insurance (China) Co., Ltd.が2017年7月1日付で、社名変更したものであります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

Sompo Insurance (Thailand) Public Company Limited

Sompo Japan Nipponkoa Reinsurance Company Limited

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

主要な会社名

日立キャピタル損害保険株式会社

Universal Sompo General Insurance Company Limited

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社 (Sompo Insurance (Thailand) Public Company Limited、Sompo Japan Nipponkoa Reinsurance Company Limited他) は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 当社は、国内損害保険連結子会社を通じて、日本地震再保険株式会社の議決権の26.6%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日はいずれも12月31日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。
なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- ② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。
- ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。
なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
国内生命保険連結子会社において、保険種類・資産運用方針等により個人保険に小区分を設定し、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションとを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。
- ④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑤ その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- ⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。
- ⑧ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社および国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

近年の海外保険事業の拡大により定額法を採用する会社の割合が高まったことに加えて、国内損害保険事業では、合併に伴う拠点統廃合・システム統合の完了などにより、今後、有形固定資産が耐用年数にわたり安定的に使用されることが見込まれます。これらを契機として、当社グループの減価償却方法の統一の検討を行ったところ、当社および国内連結

子会社においても、定額法により均等に費用配分することが実態をより適正に表す合理的な方法であると判断いたしました。これにより定額法を採用している在外連結子会社との会計処理が統一され、より有用な財務情報を提供できることになります。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,011百万円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

連結子会社の保有する自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

国内連結子会社における所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

- ⑤ 株式給付引当金
「役員株式給付規程」に基づく当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員への当社株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。
- ⑥ 価格変動準備金
国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
また、過去勤務費用は、主として、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

連結子会社は、金利変動に伴う貸付金および債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引で、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を適用しております。
「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグループングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。
また、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。
また、為替変動に伴う外貨建資産等の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については原則として時価ヘッジを、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を適用しております。外貨建予定取引の円貨建キャッシュ・フローを固定する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジを適用しております。国内保険連結子会社が発行する外貨建社債および外貨建借入金に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については振当処理を適用しております。
なお、ヘッジ有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、発生年度以後10～20年間で均等償却しております。

ただし、少額のものについては一括償却しております。

(8) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は、主として税抜方式によっております。

ただし、国内保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却しております。

(追加情報)

業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B BT）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し、「役員株式給付規程」（以下「規程」といいます。）を新たに制定しております。当社は、制定した規程に基づき、将来給付する株式を取得するため、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。（以下「本信託」といいます。）

本制度は、規程に基づき、当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、株式を給付する仕組みであります。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用およびこれに対応する引当金を計上しております。

当連結会計年度末に本信託に残存する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、帳簿価額は1,646百万円、株式数は596,300株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は399,543百万円、圧縮記帳額は17,319百万円であります。
 2. 非連結子会社および関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券（株式）	23,642百万円
有価証券（出資金）	2,688百万円
 3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。延滞債権額は285百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、「法人税法施行令」（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
 - (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は18百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
 - (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は303百万円であります。
4. 担保に供している資産は、有価証券527,533百万円、預貯金42,621百万円および有形固定資産8,881百万円であります。これらは、借入等の担保のほか、海外営業のための供託資産として差し入れている有価証券等であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる債券貸借取引受入担保金118,639百万円、借入金5,902百万円および預り金96百万円であります。なお、有価証券には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券109,866百万円が含まれております。
 5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが207,887百万円含まれております。
 6. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は11,863百万円であります。
 7. Canopius Reinsurance AGの保険引受に関する債務について、25,102百万円の保証を行っております。
 8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等 496,934百万円
給 与 250,816百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 当連結会計年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場所等	減損損失 (百万円)			
			土 地	建 物	のれん	合 計
賃貸不動産等	土地および建物	京都府に保有する土地および建物	1,395	64	—	1,459
遊休不動産等	土地および建物	愛知県に保有する土地および建物等 3物件	965	313	—	1,279
—	のれん	—	—	—	8,393	8,393
合 計			2,360	378	8,393	11,132

当社および国内保険連結子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸不動産等、遊休不動産等および処分予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしており、のれんについては連結子会社単位にグルーピングをしております。その他の連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。

賃貸不動産等、遊休不動産等については、地価の下落等により、収益性が著しく低下した物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。のれんについては、Canopius AGの全株式を譲渡する株式譲渡契約締結に伴い、のれんの未償却残高を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、賃貸不動産等、遊休不動産等の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等により算定しております。のれんの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額に基づき算定しております。

3. その他特別利益は、海外子会社の清算に伴う清算益25,927百万円および新株予約権戻入益50百万円であります。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	415,352	—	—	415,352
合計	415,352	—	—	415,352
自己株式				
普通株式	21,953	12,888	69	34,772
合計	21,953	12,888	69	34,772

- (注) 1. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式がそれぞれ、612千株、596千株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加12,888千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加12,878千株、単元未満株式の買取りによる増加9千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少69千株は、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分による減少52千株、株式給付信託（B B T）の権利行使に伴う自己株式の処分による減少16千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	749
合計		749

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月26日定時株主総会	普通株式	19,700	50	2017年3月31日	2017年6月27日
2017年11月17日取締役会	普通株式	21,326	55	2017年9月30日	2017年12月5日

- (注) 1. 2017年6月26日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。
2. 2017年11月17日取締役会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式に対する配当金32百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	20,964	利益剰余金	55	2018年3月31日	2018年6月26日

(注) 2018年6月25日定時株主総会決議（予定）による「配当金の総額」には、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式に対する配当金32百万円が含まれております。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは保険業を中心に事業を行っており、保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性・流動性・収益性の観点から資産運用を行っております。また、生命保険や積立保険のような長期の保険負債にかかる資産運用を適切に行うため、A L M（資産・負債の総合管理）に基づく運用手法により、将来の満期返戻金などの支払いに向けた安定的な収益確保を図っております。

なお、連結子会社においては、財務基盤を更に強固なものとする観点から、主要格付機関から一定の資本性が認められる劣後債（ハイブリッド・ファイナンス）の発行により、実質的な自己資本の増強を図っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社グループが保有する金融資産は主に債券、株式等の有価証券であり、株価・金利・為替など市場の変動により価格が下落するリスク（市場リスク）、市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスク（流動性リスク）にさらされております。

また、債券・貸付金等については、発行体・貸付先の信用力の低下や破綻等により、価値が減少するリスク（信用リスク）にさらされております。

デリバティブ取引については、主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用しておりますが、同様に市場リスクおよび信用リスクにさらされております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループの企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営（E R M）の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を次のとおり整備しております。

戦略的リスク経営を支えるため、グループ全体のリスクの状況を的確に把握し、各種リスクを統合して管理することなどを定めた「グループE R M基本方針」を取締役会において制定しております。また、経営陣がグルー

グループ全体のリスクの状況を把握したうえで、適切な意思決定を行うために、グループE RM委員会を設置し、リスク管理態勢を整備・推進するための部署としてリスク管理部を設置しております。

当社は、資産運用リスクモデルにより、市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスクに加えて、保険子会社が有する積立保険などの保険負債について、資産運用利回りが予定利率を下回るリスクも含めて一元的に管理しており、資産情報を日々で把握し、資産運用リスク量を計測しております。また、グループの経営に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオを設定し、リスクを統合的に評価・計測するストレス・テストを行い、リスク管理に活用しております。

信用リスクについては、特定与信先への集中を管理するためのリミットを設定し、グループ全体で適切に管理しております。

流動性リスクについては、保険子会社に対して、巨大災害発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるよう管理させるなどの態勢を整備しております。

グループ各社は、「グループE RM基本方針」をふまえた規程を制定するなど、それぞれの業務内容・規模・特性に応じたリスク管理態勢を整備し、主体的にリスク管理を行っております。特に保険子会社は、経営に重大な影響を及ぼしうる各種リスクについて、それぞれのリスクの特性に応じた管理を適切に実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額について、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません ((注)2.参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	894,437	894,437	—
(2) 買現先勘定	74,998	74,998	—
(3) 買入金銭債権	6,727	6,727	—
(4) 金銭の信託	98,744	98,744	—
(5) 有価証券			
売買目的有価証券	212,004	212,004	—
満期保有目的の債券	1,199,257	1,484,687	285,429
責任準備金対応債券	267,978	290,029	22,051
その他有価証券	6,516,106	6,516,106	—
(6) 貸付金	668,419		
貸倒引当金 (※1)	△35		
	668,383	687,033	18,649
資産計	9,938,639	10,264,769	326,130
(1) 社債	512,045	530,392	18,347
(2) 債券貸借取引受入担保金	118,639	118,639	—
(3) 借入金	142,870	142,834	△35
負債計	773,555	791,866	18,311
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	14,742	14,742	—
ヘッジ会計が適用されているもの	28,223	28,223	—
デリバティブ取引計	42,965	42,965	—

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買現先勘定

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買入金銭債権

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産として運用されている預金等については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格等によっております。

(5) 有価証券

公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格および取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 貸付金

貸付金の案件ごとに将来の回収予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先の債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は期末日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該価額をもって時価とする方法によっております。

負債

(1) 社債

取引所の価格および日本証券業協会の公表する価格等によっております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 借入金

借入金の案件ごとに将来の返済予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引は、先物相場および取引先金融機関から提示された価格によっております。

通貨スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建社債（負債）および外貨建借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は当該社債および借入金の時価に含めて記載しております。

通貨オプション取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利先物取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格および将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出した時価によっております。

株価指数先物取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。債券先渡取引は、主に情報ベンダーが提供する価格によっております。

クレジットデリバティブ取引は、主に情報ベンダーが提供する価格によっております。

天候デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

地震デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

インダストリー・ロス・ランティ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

ロス・ディベロップメント・カバー取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

パンデミックデリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(5) 有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
株式	45,415
外国証券	22,419
その他の証券	11,077
合計	78,911

株式は非上場株式であり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

外国証券は非上場株式および非上場株式等を主な投資対象とするものであり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

その他の証券は非上場株式等を主な投資対象とするものであり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たりの純資産額	4,960円24銭
1 株当たりの当期純利益金額	361円39銭

(企業結合等に関する注記)

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

Fortuna Holdings Limited

(Fortuna Holdings Limited は、Centerbridge Partners, L.P.の関連会社が運営するファンドが出資する英国王室属領ジャージー島法人であります。)

② 分離した事業の内容

保険事業などを行うCanopius AG (以下「Canopius社」) およびその子会社と関連会社

③ 事業分離を行った主な理由

2017年3月のEndurance Specialty Holdings Ltd.グループの買収後、同様のロイズビジネスを有するCanopius社の独立した経営体制を維持することは当社グループとしての戦略的一貫性、効率性、ならびにブランドの統一感を欠くこととなるほか、性急かつ無理な統合をすることはCanopius社の企業価値を毀損することとなります。これら総合的な判断の結果、Canopius社にかかる事業を譲渡することが、当社の資本効率を高め株主価値を最大化するとともに、Canopius社にとっても、最適な選択肢であるとの結論に至り、複数の候補先との交渉を経て、Canopius社株式を譲渡しました。

④ 事業分離日

2018年3月9日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

有価証券売却損 1,332百万円

② 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

資産合計 3,083百万米ドル

(うち有価証券 1,889百万米ドル)

負債合計 2,505百万米ドル

(うち保険契約準備金 2,078百万米ドル)

③ 会計処理

Canopius社の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を有価証券売却損として経常費用に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

海外保険事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

正味収入保険料 129,755百万円

経常利益 △26,749百万円

2017年度 (2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金				
	資本 準備 金	本 金							
当期首残高	100,045	25,045	751,174	157,938		△71,459	962,744		
当期変動額									
剩余金の配当				△41,027			△41,027		
当期純利益				106,900			106,900		
自己株式の取得						△56,941	△56,941		
自己株式の処分			△45			219	173		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△45	65,872	△56,722		9,104		
当期末残高	100,045	25,045	751,128	223,811	△128,182		971,849		

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新 予 約 権	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	926	963,671
当期変動額				
剩余金の配当				△41,027
当期純利益				106,900
自己株式の取得				△56,941
自己株式の処分				173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△34	△34	△177	△212
当期変動額合計	△34	△34	△177	8,892
当期末残高	△34	△34	749	972,563

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるもの）の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～38年
器具および備品	3年～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは、当社の属するSOMPOホールディングスグループの有形固定資産の減価償却方法に関する会計方針が変更されることを契機として、当社における有形固定資産の使用実態を改めて検討した結果、耐用年数にわたり安定的に使用されることが見込まれ、定額法により均等に費用配分することが実態をより適正に表す合理的な方法であると判断したことによるものであります。

この変更による当事業年度の経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

(3) 株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員への当社株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し、「役員株式給付規程」（以下「規程」といいます。）を新たに制定しております。当社は、制定した規程に基づき、将来給付する株式を取得するため、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。（以下「本信託」といいます。）

本制度は、規程に基づき、当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、株式を給付する仕組みであります。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用およびこれに対応する引当金を計上しております。

当事業年度末に本信託に残存する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、帳簿価額は1,646百万円、株式数は596,300株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	201百万円
2. 保証債務	
子会社であるSOMP Oケアネクスト株式会社の介護施設の入居金返還債務に係る取引銀行の支払承諾に対する連帯保証について8,075百万円、建物賃貸借契約に基づく賃料支払に対する連帯保証について38,508百万円、リース契約に基づくリース料支払に対する連帯保証について177百万円の保証を行っております。	
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものと併せて示す）	
短期金銭債権	84,176百万円
長期金銭債権	54百万円
短期金銭債務	445百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 117,740百万円

営業費用 703百万円

営業取引以外の取引による取引高

16百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類および株式数

普通株式

34,772,350株

(注) 当期末の普通株式に、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式596,300株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式みなし配当	20,833百万円
関係会社株式評価損	476百万円
投資有価証券評価損	224百万円
賞与引当金	123百万円
税務上無形固定資産	86百万円
株式給付引当金	73百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	21,885百万円
評価性引当額	△21,726百万円
繰延税金資産合計	158百万円
繰延税金資産の純額	158百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SOMP O ケアネクスト株式会社	所有直接 100.0%	債務の保証	リース料支払に対する保証（※1）	177	—	—
				支払承諾に伴う保証（※2）	8,075	—	—
				介護施設の建物賃貸借契約の賃料相当額の保証（※3）	38,508	—	—

(※ 1) 当社はリース料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

(※ 2) SOMP Oケアネクスト株式会社の介護施設の入居金返還債務に係る取引銀行の支払承諾に対して、連帯保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(※ 3) 当社は賃料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額

2,553円50銭

1株当たりの当期純利益

276円31銭